

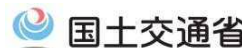
## 運輸・観光分野における外国人材の受入れ

### 国土交通省 中部運輸局



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

### 宿泊分野における特定技能外国人の受入れ状況



(令和2年10月1日現在)

【マッチング状況】 135名(詳細は以下の通り)

#### 国籍別のマッチング状況

国名	人数
ベトナム	34名
ミャンマー	28名
インドネシア	19名
ネパール	15名
台湾	8名
韓国、中国	各7名
フィリピン、モンゴル	各3名
香港、フランス、ブータン	各2名
スリランカ、チリ、スウェーデン、タイ、ハンガリー	各1名

#### ブロック別のマッチング状況

ブロック	人数	主な国籍(上位2カ国)
北海道	8名	ベトナム、ミャンマー
東北	6名	ミャンマー、ベトナム
北陸信越	23名	ベトナム、ネパール
関東	22名	ベトナム、インドネシア
中部	29名	インドネシア、ミャンマー
近畿	31名	ベトナム、ミャンマー
中国	3名	インドネシア、モンゴル
四国	5名	ネパール、ベトナム
九州	2名	ベトナム、韓国
沖縄	6名	ミャンマー、韓国

- 2019年4月1日の入管法改正により、新たな在留資格「特定技能」が創設。宿泊分野も対象となっており、外国人材の言語等の強みを活かしたサービス向上や労働力不足解消に期待。
- 宿泊業界における外国人材活用のための環境整備の一環として、特定技能外国人材受入れセミナーを観光庁にて開催。
- 本セミナーでは、特定技能に係る制度の説明や、日本の旅館やホテルで働きたい皆様のために、旅館やホテルの採用担当者から、働く環境や働く名用について話しを聞く事ができます。
- 11月は制度の説明、事例紹介等、2月は制度の説明、交流会での開催を予定しております。

## セミナー概要

### 【対象者】

- ・外国人材の登用に関心のあるホテル・旅館等の宿泊事業者及び登録支援機関
- ・日本の宿泊業界で働きたい外国人、外国人が在籍する教育機関の指導担当 等

### 【開催日時】

2020年11月～2021年2月

開場 13:30

時間 14:00～16:00

【開催形式】 オンライン、全10回

【定員】 11月各回 100名程度

2月各回 事業者4～6社

学生15名程度

## セミナー日程

### 【11月開催日】

- ・11月2日(月) ・11月6日(金)
- ・11月9日(月) ・11月13日(金)

### 【2月開催日】

- ・2月9日(火) 福岡県 近隣にご在住の方向け
- ・2月11日(木) 大阪府 近隣にご在住の方向け
- ・2月12日(金) 愛知県 近隣にご在住の方向け
- ・2月15日(月) 東京都 近隣にご在住の方向け
- ・2月16日(火) 東京都 近隣にご在住の方向け
- ・2月20日(土) 北海道 近隣にご在住の方向け

※全日程オンライン(Zoom)で開催に変更

※ご在住地域向けの開催日へのお申し込みをお勧めいたします。

# 自動車整備分野特定技能評価試験の実施状況について

自動車整備分野における特定技能外国人として、日本で就労するためには、自動車整備に係る技能確認として、

- ・「自動車整備分野特定技能評価試験」又は「自動車整備士技能検定試験3級」に合格
- ・「技能実習制度」における自動車整備職種の第2号技能実習を修了する必要があり、「自動車整備分野特定技能評価試験」については、次のとおり実施している。

### ➤ 試験実施主体

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

### ➤ 試験場所

令和元年12月4日～ フィリピン共和国  
令和2年9月25日～ 日本国内において試験開始  
※令和2年9月18日記者発表

### ➤ 試験実施状況(令和3年1月末時点)

受験者数: 127名  
【内訳】  
○令和元年度: 32名  
○令和2年度: 95名(うち、日本国内92名)

### ➤ 試験結果状況

合格者数: 80名(合格率: 約63%)  
【内訳】  
○令和元年度: 32名中25名(合格率: 78.1%)  
○令和2年度: 95名中55名(合格率: 57.9%)

Press Release

国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和2年9月18日  
自動車局 整備課

**国内において「自動車整備分野特定技能評価試験」が開始されます!**

～本年9月25日(金)より全国で実施!～

自動車整備分野において即戦力となる外国人材を受け入れるべく、「特定技能制度」に基づく「自動車整備分野特定技能評価試験」を日本国内において本年9月25日(金)(受験申込みは同年9月18日(金))より全国で開始いたします。

我が国の深刻な人材不足に対応し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れる制度「特定技能制度」が昨年4月1日に開始され、自動車整備分野も受入れ可能分野として指定されております。

自動車整備分野における特定技能外国人として、日本で就労するためには、「自動車整備分野特定技能評価試験」若しくは「自動車整備士技能検定試験3級」に合格すること又は「技能実習制度」における自動車整備職種の第2号技能実習を修了する必要があります。

「自動車整備分野特定技能評価試験」については、これまでフィリピン共和国のみで実施していましたが、日本国内においても本年9月25日(金)(受験申込みは同年9月18日(金))より全国で開始いたします。

これにより、日本に在留している外国人材の受験が可能となり、自動車整備業界への外国人材の活用が広がります。

※ 受験料、受験申込方法及び試験実施場所等の試験に関する情報は、試験実施機関である(一社)日本自動車整備振興会連合会のホームページにおいて、随時お知らせいたします。

(一社)日本自動車整備振興会連合会ホームページ  
<https://www.jaspe.or.jp/mechanic/specific-skill/>

問い合わせ先  
自動車局 整備課 福岡、石橋  
代表: 03-5253-3111(内線: 42415)  
直通: 03-5253-8599  
FAX: 03-5253-1639